

平成 23 年度以降の「認定実務実習指導薬剤師」養成講習会実施要綱

1. 開催の目的

「認定実務実習指導薬剤師」養成講習会(以下「講習会」という。)は、平成 22 年度から開始された薬学生長期実務実習の指導者として相応しい薬剤師を養成することを目的として開催する。

2. 実施主催者

実施主催者は、都道府県薬剤師会、都道府県病院薬剤師会、薬学部を設置する大学及び薬科大学等とし、財団法人日本薬剤師研修センター(以下「薬剤師研修センター」という。)を共同主催者とする。

3. 対象者

対象者は、原則、十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っているほか、学生に対する実習指導に情熱を持っている等、認定実務実習指導薬剤師となるための基本的素養を有する者であって、薬剤師研修センターがとりまとめた「実務実習指導薬剤師養成研修検討委員会報告書」(平成 17 年 3 月 25 日)に記す応募資格に該当する者とする。

4. 開催および運営方法

講習会は座学講習とし、その内容は実務実習指導薬剤師養成研修検討委員会報告書にあるア～ウおよびオを行う。具体的には、原則として薬剤師研修センターが作成したビデオ・DVD を用いて集合講習形式で行う。

5. 開催手続き(共同主催の申請)

実施主催者は、開催の 3 週間前までに、薬剤師研修センターに、所定の申請料の振込明細の写しを添えて共同主催の申請を行う。

6. 受講証の発行等

実施主催者は、講習会を受講し当該講座の成果報告書を提出した者に対して、別途定める様式の受講証を発行する。この受講証は、「認定実務実習指導薬剤師」の認定申請を行う際に必要なものである。

7. 本要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

本要綱の改正は、認定実務実習指導薬剤師認定委員会の議決により行う。